

諮問番号：令和6年度諮問第7号

答申番号：令和7年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和6年2月2日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による保有個人情報利用不停止決定処分（令和6年1月30日付け5葛福東第600号で決定の通知を行った処分。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

令和5年8月10日、審査請求人は、処分庁に対し、家族介護料の加算を求める保護変更申請書を、ファクシミリで提出したが、同申請書には、令和5年2月15日付け国民年金・厚生年金保険診断書（血液・造血器その他の障害用）（以下「本件診断書1」という。）を添付されていた。

令和5年10月27日、審査請求人は、処分庁に対し、家族介護料の加算を求める保護変更申請書を、ファクシミリで提出したが、同申請書には、令和5年2月7日付け国民年金・厚生年金保険診断書（肝臓・血液疾患及びその他の疾患用）（以下「本件診断書2」という。）及び令和2年10月6日付け同診断書（精神の障害用）（以下「本件診断書3」といい、本件診断書1から3までをあわせて「本件診断書」という。）が添付されていた。

処分庁は、いずれも保有個人情報開示決定に関する以下の審査請求について、それぞれ以下の弁明書において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）第78条第1項第7号柱書所定の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」の「支障」及び「おそれ」を主張するために本件診断書3を引用し、これを同弁明書に添付して証拠として提出した。

①令和5年8月22日付け審査請求 同年12月19日付け再弁明書

②同年9月9日付け審査請求 同年12月26日付け再弁明書

③同年8月10日付け審査請求 同年12月26日付け第3弁明書

審査請求人は、令和5年12月29日、個情法第77条第1項に基づき「葛飾区福祉事務所長が保有する障害基礎年金にかかわる診断書全て」について開示を請求し、令和6年1月11日、処分庁は、本件診断書について開示する決定をした。

審査請求人は、令和6年1月13日付けで、個情法第99条第1項に基づき本件診断書について利用の停止及び消去を求める保有個人情報利用停止請求書を処分庁に提出した（以下同請求を「本件利用停止請求」という。）。

処分庁は、令和6年1月30日、本件利用停止請求に対して、利用を停止しないものとして、保有個人情報利用不停止決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和6年1月30日付け書面により審査

請求人に通知した。

審査請求人は、令和6年2月2日、本件処分を不服として本件審査請求を提起したものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件処分には、理由付記不備の違法がある。
- (2) 本件診断書は葛飾区福祉事務所が審査請求人世帯に適切な生活保護費の加算を実施する限度において提供したものであるが、処分庁は前記目的以外に利用する意思を秘して取得した。そして、処分庁は第3弁明書（5葛福東第515号）において目的外利用を行った。（個情法第64条違反）
- (3) 第3弁明書（5葛福東第515号）によると、葛飾区福祉事務所は審査請求人の障害を理由として個人情報開示を拒んでいる。処分庁は第3弁明書にて本件診断書を用いて審査請求人を誹謗中傷している。仮に違法又は不当とまでは言えない程度の言説だったとしても、葛飾区福祉事務所が、審査請求人らに対し恫喝、大声で威嚇する、事実無根であるにも関わらずあたかも法令に反しているかのように中傷する等の言動を繰り返していることから、今後違法または不当と評価できる程度にエスカレートする蓋然性がある。（個情法第63条違反）
- (4) 処分庁は、審査請求に伴う反論に使用したことをもって、適正使用であると主張する。確かに、審査請求に伴い個人情報を使用することも許容される場合はある。しかしながら、許容される範囲は無尽蔵のものではなく、その目的及び相当性によって当然に限界があるといえる。そもそも、本件文書が使用された審査請求は個人情報保護法に係るものであり、処分庁は葛飾区長である。従って、生活保護法に基づく審査請求とは根拠法令及び処分庁が異なる、全く別個の処分であるといえる。よって、生活保護業務で使用した情報を当然に流用できるとは言えない。そして、本件診断書を用いて行われている反論は不要かつ不当であり、障害者差別解消法及び国家賠償法に照らして違法なものである。本件において当該個人情報を使用することは相当性を欠くと言わざるを得ない。（個情法第69条第1項及び第2項違反）

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 利用不停止決定通知書の理由欄の記載を見れば、利用不停止となった根拠法条やその適用関係は十分了知しうる内容であって、理解することができるといえることから、本件処分に理由付記の不備はない。
- (2) 本件各診断書は、審査請求人の家族介護料の加算を求める障害者加算に係る届出に伴い、福祉事務所長が請求人から提供を受けたとされるところ、障害者加算の算定に際し、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類であるとして、判断の基礎としているほか、請求人世帯の生活保護業務において保有しているものである。また、提供を受けた際の経緯からも、偽りその他不正の手段により個人情報を取得したものではなく、個情法第64条の規定に違反して取得したものに当たらない。
- (3) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している状況（個情法第63条）にも当たらない。
- (4) 生活保護関連文書の保有個人情報の開示請求における審査請求において、処分庁が的確な主張・立証活動を行うために利用したことから、請求人世帯の生活保護業務において利用されたというべ

きであって、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するための利用目的達成に必要な範囲を超えて、個人情報として保有しているものには該当せず、個人情報第 69 条 1 項の規定に違反し利用しているものに当たるものではない。

しかし、仮に同項に当たらないと評価される場合でも、本件診断書 3 の写しを的確な主著・立証活動を行うため審査庁に提出することは、行政機関等が法令に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（個人情報第 69 条第 2 項第 2 号）、または他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（個人情報第 69 条第 2 項第 3 号）に該当するといえるから、個人情報第 69 条第 2 項の規定に違反して利用されているときにも当たらない。

（5）よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 4 審査庁の考え方

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

（1）個人情報第 64 条違反の有無について

本件診断書は、いずれも世帯主及び審査請求人が家族介護料の加算を求める保護変更申請書の添付資料として審査請求人自ら添付したものであり、取得自体に違法性は認められない。また、本件診断書は、保護の実施の決定を検討する際に必要な資料であることから、取得後保有を継続した点についても違法な点は認められない。

（2）個人情報第 63 条違反の有無について

処分庁は、本件診断書及びこれまでの審査請求人とのやり取りを元に、各個人情報開示請求に応じれば、処分庁又は外部機関への働きかけにより、保護の実施に実質的かつ具体的な支障が生じるかを検討したものであり、個人情報第 78 条第 1 項第 7 号が具体的な検討を要求していることからすれば、処分庁の判断は適切である。違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による使用とは言えず、将来エスカレートするおそれをうかがわせる事情も存在しない。

この点、審査請求人は、障害者差別解消法第 7 条に違反していると主張する。処分庁が保有個人情報開示請求に関して本件診断書を利用したことは上述のとおり正当な理由があり、不当な差別的取扱いには該当しない。

よって、個人情報第 63 条に違反しない。

（3）個人情報第 69 条第 1 項及び第 2 項違反の有無について

処分庁は、審査請求人の保有個人情報開示請求に応じることが生活保護事務の適正な実施に支障が生じる恐れがあるか否かを検討するために本件情報を利用したのである。そのため、保有個人情報開示請求の検討の際に本件診断書を利用したことは、利用目的のための利用であり、個人情報第 69 条第 1 項に違反しない。

仮に、審査請求人の主張するように、本件診断書の利用が目的外利用に該当するとしても、処分庁が所管事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があるときに該当することから個情法第 69 条第 2 項第 2 号により許容される。生活保護事務に関する保有個人情報開示請求及び行政不服審査への対応は、処分庁の所管業務であり、いずれも内部の利用であるとともに、これらに適切に対応するためには本件診断書を利用することに相当の理由があるのであるから、個情法第 69 条第 2 項に違反しない。

(4) 理由付記について

本件処分においては、下記の理由が記載されており、個情法第 98 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことが明記されており、理由付記に不備はない。

記（理由）

上記診断書は、請求人から提出され、適正な手段で取得しており、また請求人世帯に生活保護事務の範囲内において保有・利用されており、請求人世帯の生活保護事務と関連のない第三者にも提供しておらず、不適切な目的外利用はされていないことから、個情法第 98 条第 1 項に規定の取り扱いをしておらず、利用停止請求に利用があると認められないため。

(5) 小括

以上のとおり、本件審査請求は個情法第 98 条第 1 項の要件を満たさず、本件処分の理由付記には不備はない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和 6 年 7 月 18 日	諮問書の受理
令和 7 年 6 月 11 日	審議
令和 7 年 8 月 20 日	審議

第 6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

- (1) 個情法第 64 条違反について
- (2) 個情法第 69 条第 1 項及び第 2 項違反について
- (3) 個情法第 63 条違反について
- (4) 理由付記について

2 争点に対する判断

(1) 個情法第 64 条違反について

個情法第 64 条は、行政機関の長等が、「偽りその他不正の手段」により個人情報を取得することを禁じる規定である。

本件診断書はいずれも、世帯主及び審査請求人が家族介護料の加算を求める保護変更申請書の添付資料として審査請求人自ら添付したものであり、取得自体に違法性は認められない。また、本件診断

書は、保護の実施の決定を検討する際に必要な資料であることから、取得後保有を継続した点についても違法な点は認められない。

よって、個情法第 64 条には違反しない。

(2) 個情法第 69 条第 1 項及び第 2 項違反について

個情法第 69 条第 1 項は、行政機関の長等が、保有個人情報、利用目的以外の目的のための利用等を行うことを禁じる規定であり、また同条第 2 項は、利用目的以外の目的のために利用等ができる例外的な場合を規定している。

処分庁は、審査請求人からの保有個人情報開示請求についての審査請求に対する弁明において、個情法第 78 条第 1 項第 7 号柱書の「開示することにより」「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については開示の対象とされていないことから、開示することによって生活保護事務の適正な実施に支障が生じるおそれがある記述があるかどうか（記述を被覆する必要があるかどうか）を検討している。そして、この「支障」は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、また、「おそれ」は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されることから、開示することによって生活保護事務の適正な実施に支障が生じるおそれがあるか否かを検討するには、審査請求人の病状も検討する必要がある。そのため、処分庁は、審査請求人の病状を把握するために過去の診断内容が記載されている本件診断書 3 を利用したものである。この利用は、生活保護事務の中の審査請求人の病状の把握という、本件診断書 3 の本来の利用目的のための利用であり、個情法第 69 条第 1 項には違反しない。

仮に、審査請求人が主張するように、本件診断書 3 の利用が利用目的以外の利用であるとしても、処分庁が所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用することについて相当の理由があるときに該当するから、個情法第 69 条第 2 項第 2 号により許容される。保有個人情報開示請求や審査請求に対する業務は、処分庁の所管業務であり、いずれも内部の利用であるとともに、これらに適切に対応するために本件診断書 3 を利用することに相当の理由があるといえるから、個情法第 69 条第 2 項には違反しない。

(3) 個情法第 63 条違反について

個情法第 63 条は、行政機関の長等が、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」による個人情報の利用を禁じる規定である。

前述のように、処分庁は、審査請求人からの保有個人情報開示請求についての審査請求に対する弁明を行う際、個情法第 78 条第 1 項第 7 号柱書の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるか否かを検討するために審査請求人の病状を検討する必要があることから、審査請求人の病状を把握するために本件診断書を利用している。この利用は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用とは言えず、また将来エスカレートし、違法又は不当と評価される可能性があるような事情も存在しない。

よって、個情法第 63 条には違反しない。

(4) 理由付記の不備について

本件処分においては、個情法第 98 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことが明記されており、理由付記に不備はない。

(5) 判断

以上を検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査庁による審理手続について

本件審査請求に係る審査庁による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明